

## 合 併 契 約 書

土生中学校同窓会（以下「甲」という。）と三庄中学校同窓会（以下「乙」という。）  
と田熊中学校同窓会（以下「丙」という。）は合併し因島南中学校同窓会（以下「新  
同窓会」という。）を設立することに関して、次のとおり契約する。

第1条 甲乙丙は合併して新同窓会を設立し、甲乙及び丙は解散するものとする。

第2条 合併により設立される新同窓会の名称、事務所の所在地、目的、設立時の会  
長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、会計監査、参与の氏名は、次のとお  
りとする。

1 名 称	因島南中学校同窓会
1 事務所所在地	尾道市因島土生町1172番地1
1 目 的	本会は、同窓会員相互の親睦を図るとともに、母校である因島南 中学校の発展、並びに地域の発展に貢献することを目的とする。
1 会 長	村上祐司
1 副 会 長	因島南中学校PTA会長、小江 章、奥田親範、橋本俊隆、 岡本和信、楠見由活、村上正則、上村修一
1 事 務 局 長	村上善彦
1 事務局長補佐	一色伸良
1 会 計	因島南中学校教頭
1 会 計 監 査	新川征彦・因島南中学校PTA副会長（1名）
1 参 与	因島南中学校校長

第3条 合併期日は、平成29年10月30日とする。ただし、合併期日前に合併に  
必要な手続を完了することが困難な場合には、甲乙丙の協議によりこれを延期する  
ことができる。

第4条 甲乙丙は、合併期日までの間における収入支出を清算し、合併期日において  
甲乙丙の有する資産及び債務その他事業に関する一切の権利義務を新同窓会に引  
き継ぐものとする。

第5条 甲乙丙は、平成29年10月30日までに、本契約の承認及び合併の実行に必要な手続きをするものとする。

第6条 本契約に定めた事項以外の事項であっても、合併に関して必要な事項が生じたときは、合併条件に影響を及ぼさない限り、甲乙丙の代表者間において協議し、これを執行することができるものとする。

第7条 本契約は、第5条による甲乙丙の手続きが終了した後、設立総会により合併が承認されたときに、その効力が生じるものとする。

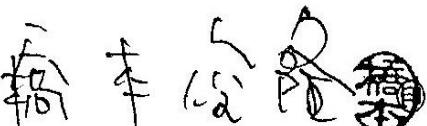
上記の契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙において各自署名押印の上各その1通を保有するものとする。

平成29年10月30日

尾道市因島土生町1172番地1  
(甲) 土生中学校同窓会

代表 奥田親範 

尾道市因島三庄町2257番地3  
(乙) 三庄中学校同窓会

代表 稲本俊彦 

尾道市因島田熊町1315番地1  
(丙) 田熊中学校同窓会

代表 小江章 